

# 3条2項（創作非容易性）の特許庁等の判断

—拒絶査定を取り消した審決等から—

平成25年度意匠委員会第2委員会 3条2項部会

折居 章, 土井 健二, 鈴木 学

## 要 約

3条2項（創作非容易性）の登録要件は、3条1項各号（新規性）（特に3号）の要件と並んで重要であるが、当該3条2項の拒絶理由や拒絶査定不服審判における判断手法や傾向については、必ずしも十分な分析・検討が行なわれてはいなかった。そこで、平成25年度の第2意匠委員会3条2項部会では、知財高裁の判断を踏まえながら、最近の拒絶査定不服審判で3条2項関係の拒絶査定が取り消された審決等を分析・検討し、特許庁等の判断としてまとめた。今回その一部ではあるが「はじめに」に概説を、その後具体的な事例に基づいてご紹介する。

## 目次

### はじめに

事例1. 火災警報器事件（不服審判2009-16261）

担当：折居 章委員

事例2. 貝吊り下げ具事件（平成19年（行ケ）第10078号  
審決取消請求事件）

事例3. ウエスト調整ベルト事件（不服審判2012-1053）

担当：土井 健二委員

事例4. 食卓鉢事件（不服審判2008-22483）

事例5. 配線用気密カバー事件（不服審判2011-19264）

担当：鈴木 学委員

### はじめに

登録要件である3条2項の創作非容易性について、特許庁の判断は例えば審査基準に示されている。

しかしながら、その審査基準は、実務上必ずしも十分とは思われないし、近年の知財高裁の判断も適正には反映されていないように思われる。

そこで、本部会は当該知財高裁の判断を考慮しながら、知財高裁の前審としての性格を有する審判（審決）の判断について分析・検討することにより、特許庁の判断に何らかの傾向を見つけ出せるのではないかと考えた。

上記経緯から、当3条2項部会では比較的最近の不服審判を中心として（一部無効審判も含む）その意匠審決公報（審決日：2009.2.17～2013.2.26）を分析・検討

し（表1）、不服審判で原査定が覆った理由等を以下の通り、類型分けした。

**1. 類型1：審判で本願意匠と引留意匠との形態上の相違（具体的構成態様の相違等）が厳格に認定され、引用意匠や他の先行意匠から当該相違を導き出せないとして創作非容易とされた類型。**

拒絶査定が審決で取消される類型で一番多いものである。原査定における拒絶理由の本願意匠と引留意匠（先行意匠を含め）との差異の認定が、厳密性に欠けるため不服審判で相違点を具体的に主張されると、その相違するところを埋める公知形態を証拠として出せず或いは当業者としてありふれた相違であることが立証できずに、容易に創作できないとされる類型と考える。

認定の厳密性が足りていないものとしては、①本願意匠と引用意匠の相違点に関し創作非容易の論証に都合のよい抽象的な認定をすることで創作容易とするケースと、②本願意匠と引用意匠の相違点が複数あるなかで、すべての相違点について指摘するのではなく一部のみについて引用意匠との対比を行って創作容易とするケースが見受けられた。

また、引例に個々の要素が開示され、一見、創作容易と思われるような場合であっても、全体のまとまり（「特有のまとまり」、「一定のまとまり」等とも表現される）に創作性が認められ、創作非容易と判断されたケースも何件かあった。

## 2. 類型2：審判で本願意匠と引用意匠との形態上の相違以外の要素（用途及び機能、使用状態、使用目的等）も考慮されて、引用意匠から導き出せないとして創作非容易とされた類型。

一方、数は少ないが、機能や使用方法、使用目的などを考慮している類型もあった。形態の違いだけで拒絶査定を取り消せば好ましいと思われるが、案件によっては、形態の相違が小さいなどの理由から、それだけだと不安がある場合もあり得る。その場合は、その形態の相違が用途、機能や使用方法、使用目的の違いから生じている場合は、当該用途、機能や使用方法、使用目的などの違いも併せて主張することも大切かと思われる。

尚、上記類型2には、①本願意匠の特徴的形態の機能が引用意匠に無い点も考慮して容易には創作できないとされた意匠、②当該物品分野での該当する部分の機能等から、本願意匠の形態と相違する形態を構成するのが通常的手法（表現方法）であるとして、その通常的手法と異なる手法により構成された本願意匠の当該部分は引用意匠から容易には導き出せないとされた意匠、③本願意匠と引用意匠との使用目的、使用状態（使用手法）が異なるとして引用意匠から容易には導き出せないとされた意匠、④本願意匠と引用意匠との用途及び機能が大きく相違するとして、引用意匠から容易には導き出せないとされた意匠等がある。

例えば、上記①では、原査定は、本件意匠の引用意匠にあらわれない形態（特徴的形態）は、ありふれた

形状（例、長円形）であると認定したが、審決は、本件意匠の特徴的形態の機能は引用意匠にない機能であり、且つ引用意匠にあらわれない形態でもあるので、単にありふれた形態を設けた程度のものとはいえないとして創作非容易と認定した。

この類型では、本件意匠の特徴的形態の機能が引用意匠にない点も考慮して、創作容易性を判断している。特徴的形態はわずかな創作性しかなくても、新たな機能に起因する形態であれば創作非容易と判断されたともいえる（表1の7）。

また、上記③では、原査定は、上下嵌合して一体とし、その全体の外形状を円形状に単に変更したに過ぎないとして、創作容易としたが、審決は、本願意匠は、上下一体性の物であって、フィルムを巻いた巻芯の両端に、水平方向で、左右から1つずつ巻芯端部にかぶせる物であって、使用の方法が異なる。そして、引用意匠は、2つを上下嵌合して一体にした使用状態においては、外周形状が略正方形で、該公報の参考図1ないし3から分かるように、フィルムが転がりにくく、こん包しやすく、積載しやすい効果がある。対する本願意匠は、転がりやすく、省スペースの効果が期待できる物であって、使用の目的と使用の状態が異なる、と言える。よって、本願意匠の外周形状が、公知といえる正円形であったとしても、本願意匠は、引用意匠に基づいて、直ちに容易に創作ができたものとは認められないと判断した（表1の12）。

以下に、検討した内の一部の事例を具体的に説明する。

（表1）

表右端の「機能影響あり」は上記類型2に該当するものであり、機能等が当該審決に影響を与えたと思われる事件を、「機能影響なし」は審判請求人が機能等について主張したが、審決に影響を与えなかったと思われる事件を、「機能なし」は審判請求人も機能等について主張しなかったし、審決にも影響を与えなかったと思われる事件を意味する。

No.	担当	審判決種類	審判番号	審決日	審決	意匠登録番号	物品名称	部分・全体意匠	機能影響あり	機能影響なし	機能なし
1	土井	不服審判	2009-6783	2009.8.31	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1372347	火災警報器	部分意匠		○	
2	土井	不服審判	2011-3901	2012.4.5	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1444795	包装容器	全体意匠			○
3	土井	不服審判	2011-25211	2012.3.5	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1442458	化粧用フェイスマスク	全体意匠		○	
4	土井	不服審判	2011-27936	2012.8.31	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1453870	デジタル一眼レフカメラ	部分意匠		○	
5	土井	無効審判	2011-880011	2012.2.21	本件審判請求は成り立たない。（登録維持）	登録 1410789	ブッシュスイッチ	全体意匠			○
6	土井	無効審判	2011-880017	2012.7.31	本件審判請求は成り立たない。（登録維持）	登録 1424283	角度調節金具用回動金具	部分意匠		○	
7	土井	不服審判	2012-1053	2012.6.19	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1449133	ウエスト調整ベルト	部分意匠	○		
8	土井	不服審判	2012-7429	2012.9.26	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1455506	包装用缶	部分意匠			○

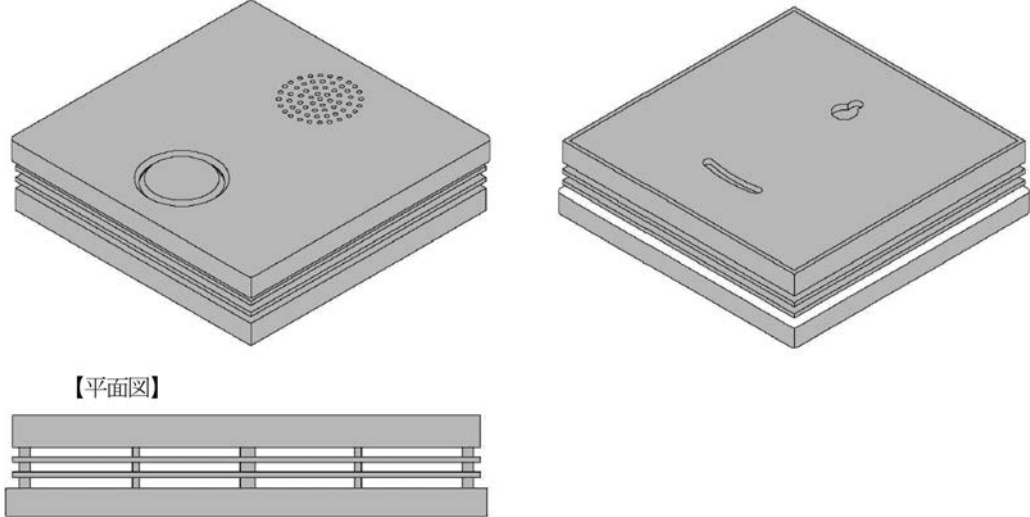
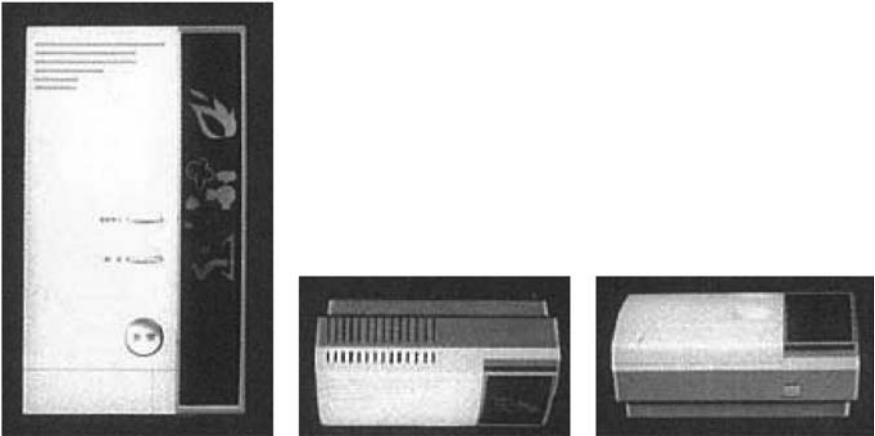
3条2項（創作非容易性）の特許庁等の判断

9	土井	不服審判	2012-14034	2012.9.5	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1453930	包装用箱の切断刃	部分意匠			○
10	折居	不服審判	2012-17616	2013.2.19	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1467802	シャツ	全体意匠 (6条4項意匠)			○
11	折居	不服審判	2009-16261	2010.2.23	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1385438	火災警報器	部分意匠	○		
12	折居	不服審判	2012-18035	2013.2.26	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1467338	包装用巻芯用緩衝具	全体意匠	○		
13	折居	無効審判	2011-880006	2012.9.12	登録を無効とする。(但し、無効とした理由は冒認)	登録 1412035	センサー付発光ダイオードランプ	部分意匠			○
14	折居	不服審判	2012-2837	2012.11.29	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1461019	アルミ箔の収納箱	部分意匠			○
15	折居	不服審判	2010-15129	2011.1.4	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1410187	攪拌機	部分意匠			○
16	折居	不服審判	2012-9046	2012.11.5	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1460868	コイル部品	全体意匠			○
17	折居	不服審判	2012-7402	2012.9.19	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1454943	ケーブル保護具	部分意匠			○
18	折居	不服審判	2012-1426	2012.9.14	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1455744	歯科用エアタービンハンドピースに用いる異物吸引防止用リングシート	全体意匠	○		
19	折居	不服審判	2012-6896	2012.11.29	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1461386	ブラジャー	部分意匠			○
20	鈴木	不服審判	2008-22483	2009.2.17	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1360481	食卓鏡	全体意匠			○
21	鈴木	不服審判	2010-16931	2011.2.14	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1411541	消火器用容器	全体意匠			○
22	鈴木	不服審判	2011-4369	2011.9.2	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1427867	巾着用シャツ	全体意匠			○
23	鈴木	不服審判	2011-14044	2012.1.6	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1436163	果実又は野菜成形モールド	部分意匠			○
24	鈴木	不服審判	2011-15172	2011.12.27	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1636900	破砕機用破砕刃	全体意匠			○
25	鈴木	不服審判	2011-19264	2012.4.19	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1444403	配線用気密カバー	部分意匠		○	
26	鈴木	不服審判	2011-24756	2012.4.23	原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。	登録 1444597	端子台	全体意匠			○
27	鈴木	無効審判	2010-880014	2011.10.6	登録を無効とする。	登録 1385697	プーリー	全体意匠		○	
28	鈴木	無効審判	2011-880003	2012.3.8	本件審判請求は成り立たない。(登録維持)	登録 1289529	タイルカーペット	全体意匠			○

(作成者 折居章)

## 事例1（火災警報器）類型2

不服審判 2009-16261

本願 意匠	<p>意匠登録第 1385438 号 意匠に係る物品「火災警報器」 部分意匠 意匠の説明：灰色で着色された部分以外が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。左側面図は右側面図と対称に表れるので、左側面図を省略した。底面図は平面図と対称に表れるので、底面図を省略した。</p> <p>【斜視図】                      【背面斜視図】</p>  <p>【平面図】</p>
引用 意匠	<p>意匠登録第 0792228 号 意匠に係る物品「防災用受信盤」 意匠の説明：本物品は、本物品に火災センサー等を接続すると共にその左側面のほぼ中央にある蓋を取り外してここで専用の電話機を電氣的に接続することにより火災センサー等からの検知信号を受けると専用の電話機にその警報音を出力させるように制御を行うものである。</p> <p>【正面図】                      【平面図】                      【底面図】</p> 

## 1. 拒絶査定までの経過

(1) 意匠登録出願：平成 20 年 5 月 29 日に意匠に係る物品を「火災警報器」として意匠登録出願されたが、平成 21 年 3 月 31 日に次のような拒絶理由が通知された。

「願書及び図面の記載によれば、この意匠登録出願の意匠登録を受けようとする部分（以下「本願部分意匠」という。）は、意匠に係る物品「火災警報器」の背面から見て、張り出した前面板の周囲の部分であって、その形状は、細幅で形成された略口字状帯です。

ところで、この種物品分野においては、背面から見て、張り出した前面板の周囲の部分の形状について、細幅で形成された略口字状帯として、その左右帯中央を前面に湾曲させた意匠（意匠 1）は、本願の出願前に公然知られています。また、前面板の後端面を前方に湾曲させないことも、この種物品分野においては通常知られたありふれた手法です。そうすると、本願部分意匠は、意匠 1 に基づいて、ありふれた手法により、前面板の後端面を前方に湾曲させないものとしたにすぎないと言わざるを得ません。したがって、本願部分意匠



は、…（略）容易に創作することができたものと認められます。」意匠1：意匠登録第792228号（意匠に係る物品、防災用受信盤）

これに対し、出願人は意見書を提出して反論したが平成21年6月2日に次の理由で拒絶査定がされた。

（3）拒絶査定理由：「出願人は、意見書において、煙流入部と正面パネル部を備える火災警報器において、正面パネル部の背面周囲に表れる鍔部を設けたことを特徴とする本願意匠は、意匠1に基づいて容易に創作できた意匠ではない旨を主張されています。しかし、煙を効率よく煙流入部に流入させるという本願意匠に係る物品の機能的効果はともかく、火災警報器と防災用受信盤は同種の物品分野に属するものであって、この種物品分野における通常の知識を有する者であれば、本願部分意匠は、意匠1に基づいて、ありふれた手法により、容易に創作することができたものと認められます。」

## 2. 不服審判

上記拒絶査定に対して、平成21年9月2日に拒絶査定不服審判（不服2009-16261）が請求され、以下のような審判の審決が平成22年2月23日になされ、意匠登録された。

### （1）本願意匠

本願意匠の当該部分は、本体部よりも周囲幅の大きい正面パネル部の背面周囲に設けられた鍔部（つばぶ）であって、本体部の外周端から直角に張り出した、背面視で略長形状で、側面視で、本願意匠の厚みにおいて、正面側から略3分の1の位置に表れる態様である。

### （2）引用意匠

引用意匠における本願意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分（以下、「引用意匠の相当部分」という。）は、ベース部よりも周囲幅の大きい本体部の背面周囲に設けられた鍔部であって、ベース部の外周端から直角に張り出した、背面視で略長形状で、側面視で、本願意匠の厚みにおいて、正面側から略11分の9の位置に表れる態様である。

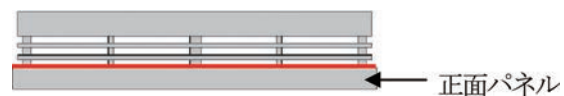
### （3）検討

本願意匠は、火災を検出するセンサを内蔵し、火災を検出した場合に警報音により需要者に火災を知らせるものであるが、引用意匠は、火災を検出するセンサを内蔵しておらず、火災を検出するセンサからの検出

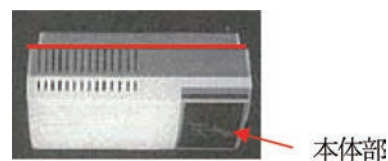
信号を受けて、その信号を例えば外部のビル管理会社に送信したり、警報音により需要者に火災を知らせるものであるから、両意匠は、厳密には機能や用途が異なり、同一の物品とは言えない。言えないが、…（略）本願意匠と引用意匠は、同じ分野に属すると認められ、当業者ならば、当然知られていたと認めるのが相当である。

そこで、本願意匠の当該部分と引用意匠の相当部分（以下、「両意匠の部分」という。）について検討すると、両意匠の部分は、本体の上下左右の四周面に段差を設けるために形成された鍔部であって、その形態は、背面視で細幅帯状で略長形状に構成しているもので、このような手法は、引用意匠を始め、この種物品分野において、ごく普通に行われている造形処理の一つと言える。

ただし、本願意匠の当該部分（下図の赤線部）は、正面パネル部の背面周囲に設けた鍔部であって、本体部よりも一回り大きい正面パネルを構成する部分であり、正面パネルと本体をつなぐ部位で、正面寄りに位置するものであるのに対し、



引用意匠の相当部分（下図赤線部分）である、本体部の背面周囲に設けた鍔部は、本体部よりも一回り小さいベース部と本体をつなぐ部位で本体を構成する部分であり、背面寄りに位置するものであって、



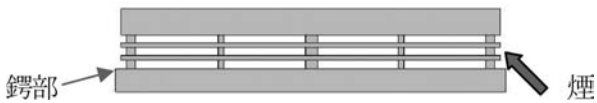
両意匠の部分は、それぞれ構成する部分が異なる上、全体に対する位置もおおのずと変わってき、公然知られていたと認められる引用意匠から直ちに本願意匠の当該部分を創作することができるとは、言いづらい。

また、特に、審判請求書において主張するとおり、この種物品分野においては、確実に火災を検知するため、この上昇した煙を効率よく煙流入部に流入させる必要があり、この煙流入部に流入する煙の量を感度よく確実に検出するため、天井に取り付けた場合において煙流入部の下側は煙の流れを妨げない構成態様、



(通常) 煙 意匠登録第 1127572 号

すなわち水平方向に張り出した鏢部を備えない構成とするのが通常的手法であるところ、灰色で着色された部分を含めた本願意匠全体の構成態様は、天井に取り付けた場合において、鏢部を煙流入部の下に外周端から水平に張り出して設置した点が、引用意匠を含め、



これまでのこの種物品に見られない態様であって、本願意匠の当該部分は正にこの新規な態様を形態として具体的に表した部分であるから、引用意匠を基に想到することはできないというほかない（図面や下線等は本稿作成者が付けた。）。

### 3. コメント (1)

#### (1) 審査基準

出願人の拒絶理由通知に対する意見書でも記載されているが、特許庁の意匠審査基準 71.4.3 の部分意匠の創作非容易性には、「意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」を参照されたい。」とある。

#### (2) 審判

一方、前記審判の判断では「両意匠の部分は、それぞれ構成する部分が異なる上、全体に対する位置もおのずと変わってき」とあるように、本願意匠は当該部分が「正面パネル背面」であり、意匠 1 の当該部分の「本体部背面」とでは、構成する部分が違っていると認定して

いる。この点、審判では上記意匠審査基準の考え方に沿っていると思われる。尤も当該部分の用途及び機能について、双方とも願書及び図面の記載から必ずしも明確なわけではない。

また、本審判で決め手になったのは、結局、鏢部を煙流入部の下に外周端から水平に張り出して設置した点である。このような形態は、火災警報器という物品の性質上、上昇した煙を効率よく煙流入部に流入させる機能が求められるところ、一見するとそのような機能が妨げられると思われる。従って、当業者は「火災警報器」という物品において、機能上そのような形態を創作することが困難と思われ、そのことも考慮されて創作非容易であるとの判断となったものと思われる。そういう意味で上記類型 2 の審判で本願意匠と引用意匠との形態上の相違以外の要素（用途及び機能、使用状態、使用目的等）も考慮されて、引用意匠から導き出せないとして創作非容易とされた類型と思われる。

### 4. 参考審決（不服 2009-6783）

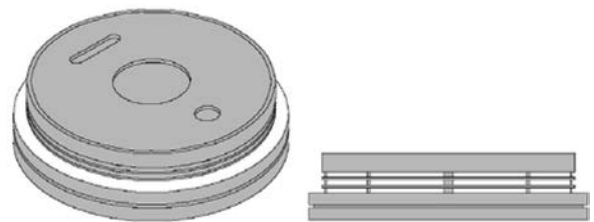
以下に同じ、物品名で形状の違う部分意匠が 3 条 2 項違反で拒絶査定となり、やはり不服審判で登録された事件を紹介する。但し、この審決では上記の審決のような「天井に取り付けた場合において、鏢部を煙流入部の下に外周端から水平に張り出して設置した点」が、引用意匠を含め、これまでのこの種物品に見られない態様であって、本願意匠の当該部分は正にこの新規な態様を形態として具体的に表した部分である」というような判断はされていない。

#### (1) 拒絶理由通知

当該審判の請求がなされた意匠登録出願は、平成 20 年 4 月 25 日に部分意匠について出願されたものであって、意匠に係る物品は「火災警報器」であったが、以下のような拒絶理由通知がされた。

本願【斜視図 (2)】

【平面図】



「本願の意匠に係る物品分野において、本体形状の基本的な構成として、円筒形を中心軸を同一にして積

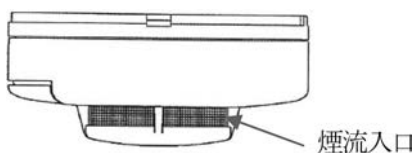
み重ねた造形とするのは、出願前から極普通に行われている手法であるところ、本願意匠は、本体形状を直径の異なる扁平な円筒形を中心軸を合わせて重ねた状態とし、その重ね合わせ面のはみ出た部分を部分意匠として意匠登録を受けようとする部分としていますが、大小直径の異なる円筒形を重ねた面のはみ出た部分に殊更の意匠的創作がなされているとは認められませんので、容易に創作することができたものと認められます。」

これに対し出願人は意見書を提出したが、以下の理由により拒絶査定とされた。

即ち、「意見書において述べられた意見は、本願の意匠に係る物品の（部分意匠ではない通常の）意匠においては採用できますが、本願の意匠は、拒絶理由通知書にも記載したとおり、直径の異なる扁平な円筒形を中心軸を合わせて重ねた状態とし、その重ね合わせ面のはみ出た部分を部分意匠として意匠登録を受けようとする部分として出願されていますので、意見書の主張は採用することができません。」とされた。

## （2） 審判請求の要旨

煙を検知するタイプの火災警報器においては、上昇した煙を効率よく煙流入口に流入させ、煙の量を感度よく検出するため、例えば甲1号証（意匠登録第1263145号）の斜視図（下図は判り易いように左側面図を表した）に示されるように、煙流入口の下部は煙

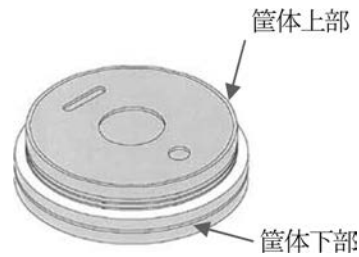


の上方への流れを妨げない構成態様とするのが、通常、当業者が創作し得る構成態様である。これに対して、本願意匠は、上部ケース部外周端から水平に張り出した略リング状に表れる鏝部分、すなわち、本物品を天井に取り付けた場合に煙流入口の下方に存在する鏝部分で煙の上方への流れを妨げるような構成態様とし、当業者が想到し得る構成態様とは逆のあたかも煙が煙流入口に流入しにくいような構成態様であるから、容易に創作し得ないものである。

## （3） 審判の判断

本願意匠は、意匠に係る物品を「火災警報器」とし、その意匠登録を受けようとする部分は、設置した状態において上方となる筐体の上部（以下、「筐体上部」という。）よりもやや太径の扁平略短円筒状の筐体の下

部（以下、「筐体下部」という。）の上面であって、筐体上部の煙流入口の周囲に形成した円環状の平滑面部分である。



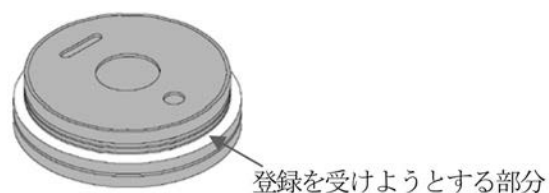
この種物品分野において、本願意匠の出願日前に、筐体上部よりも筐体下部をやや太径の扁平な略短円筒状に形成した態様のものは見受けられるが、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ及び範囲と共通する構成態様のものが見受けられず、また、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分の形状を本願意匠のように形成することが公然知られていたとは言えない。（中略）

したがって、本願意匠は、出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が公然知られた形状に基づいて、火災報知器の部分について容易に創作することができたものであるとは言えない。

## 5. コメント（2）

### （1） 審査基準

拒絶理由通知書からは、本願が創作容易であるとした理由は、結局のところ「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が、大小直径の異なる円筒形を重ねた面のはみ出し部分に殊更の意匠的創作がなされているとは認められないから」ということのようである。



しかしながら、特許庁の審査基準 23.7 には「3条2項により拒絶の理由を通知する場合は、原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。ただし、その手法が当業者にとってありふれたものであることが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具業界において、本物の自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等の場合は、必ずしもその提示を要さない。」とある。



そうとすると、拒絶理由通知書では本来、「殊更の意匠的創作がなされていない」ことが、どう「当業者にとってありふれた手法によって創作された」ものとなるのか、その事実を提示する必要があるのではないか。

## （2） 審判

審決で「筐体上部よりも筐体下部をやや太径の扁平な略短円筒状に形成した態様のものは見受けられる」と記載しながら、具体的な証拠は特定していない。更に審決では、その具体的に特定していない態様に対して「本願意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ及び範囲と共通する構成態様のものが見受けられず」と結論付けている。このような判断手法は疑問がある。

最後に、不服審判 2009-16261 の審決書では「天井に取り付けた場合において、鏝部を煙流入部の下に外周端から水平に張り出して設置した点が、引用意匠を含め、これまでのこの種物品に見られない態様であって、本願意匠の当該部分は正にこの新規な態様を形態として具体的に表した部分である」という記載があることは前述した。これは、当該審決が平成 22 年 2 月 23 日であり、本件審決（参考審決）の平成 21 年 8 月 31 日より後であり、上記参考審決を踏まえ、より慎重に審理したことの表れかもしれない。

欲を言えば、審決書には当該意匠を創作する過程も踏まえた記載をして欲しかったところではあるが。

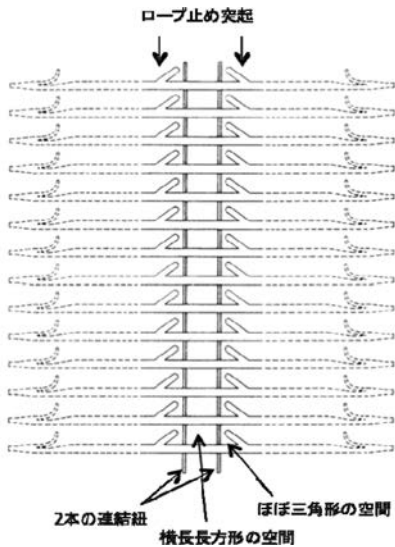
（作成者 折居章）



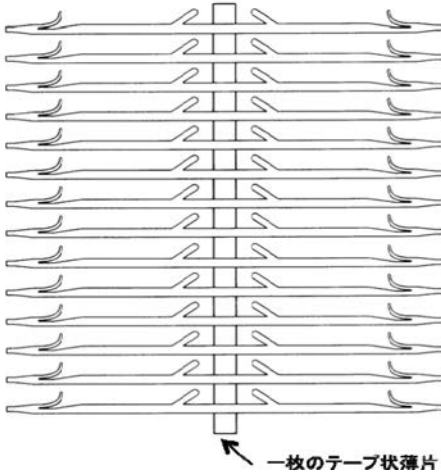
事例2（貝吊り下げ具）類型1

平成19年（行ケ）第10078号 審決取消請求事件

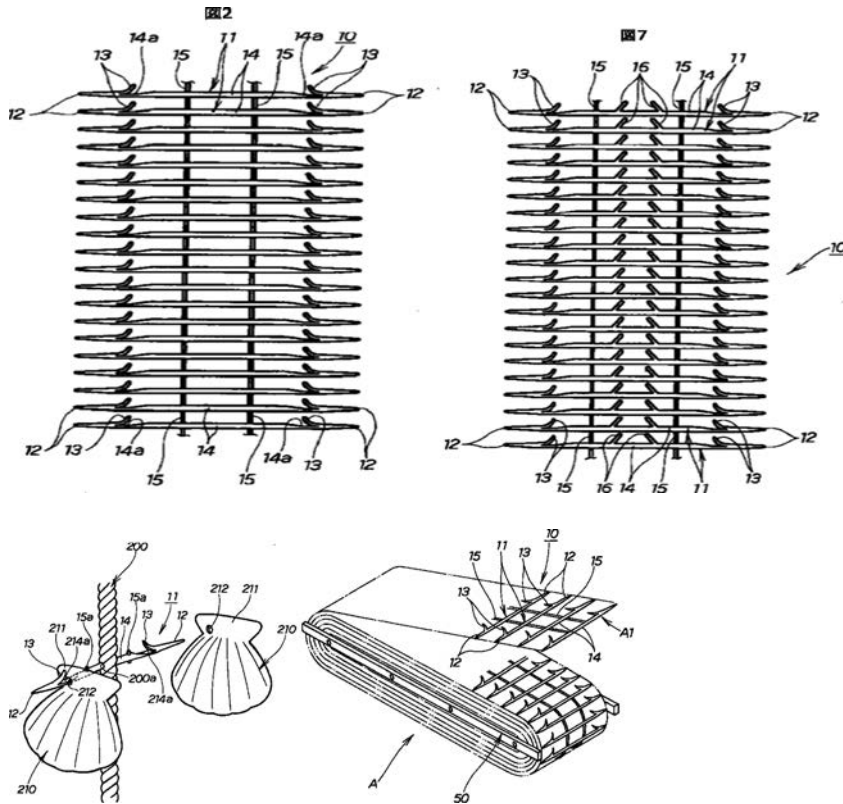
本願意匠  
 意匠登録第1318240号  
 意匠に係る物品：「貝吊り下げ具」  
 物品の説明：本件意匠に係る物品は、貝の養殖に使用される樹脂製のピン（吊り下げ具）が数千～数万本、平行に配置され、細い紐状の2本の樹脂製の連結材と一体成型されて連結されたものである。各ピンの長さは約7cmである。使用時には機械で連結材を切断してピンを一本ずつ切り離して使用する。連結材の切断箇所は任意に選択できる。例えば、参考正面図に示すように連結材を残さずに切断することもできるが、連結材をピンに残して切り離して、残った連結材をロープ止め突起として使用することもできる。切り離れた個々のピンは、その長手方向一端からロープに差込み、ロープがピンの軸方向中間部の2本のロープ止め突起の間に位置するまで差込んで、ピンがロープから抜けないようにする。また、帆立貝の耳にあけた通孔にピンをその長手方向一端から差込み、ピンの軸方向両端の貝止め突起が通孔を貫通するまで差込んで、帆立貝を貝止め突起で係止して、帆立貝がピンから抜けないようにする。本件意匠に係る物品の長さは数10m～数100mといったように任意の長さにすることができ、それをポビンにロール状に巻いたり、ポビンを使用せずにロール状に巻くことができる。連結材はロール状に巻くことができるように可撓性のあるものとしてある。  
 意匠の説明：実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と同一、左側面図は右側面図と同一に表れるので省略する。この意匠は正面図及び右側面図において上下にのみ連続するものである。



例示意匠1  
 意匠登録第1184322号



特開 2003-289743 号公報

例  
示  
意  
匠  
2

## 1. 概要

本願は、意匠に係る物品を「貝吊り下げ具」として平成17年8月9日に意匠登録出願されたが、例示意匠1および例示意匠2に基づき当業者が容易に創作することができたものであり意匠法3条2項の規定に該当するとして拒絶審決となった。本件は、出願人がこれに対して審決取消を請求して争った審決取消訴訟事件である。

## 2. 審決の概要

拒絶審決の理由は以下の通りである。

「本願意匠は、貝の養殖に使用する貝吊り下げ具に係るものであり、意匠登録を受けようとする部分の形態は、ピンの左右両端寄りから斜め上側で左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、その間の背面に左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した態様のものである。

本願意匠の出願前に、この種物品分野において、貝の養殖に使用するピンに斜め上側で左右対称状に向かい合う一対のロープ止め突起を形成した態様のものは、例を挙げるまでもなく多数知られ、ピンをロープ止め突起相互の間の連結紐と一体状に形成して上下等間隔に多数連結することは例示意匠1の意匠等が公然

知られている。

そして、ピンを2本一対の細長い連結紐により上下等間隔に多数連結した態様は例示意匠2の各意匠のほかにも多数知られるから、例示意匠1の連結線を単に例示意匠2のように2本一対のものに置き換えて表すことは容易に想到できると言える。」

## 3. 争点

本願意匠は、例示意匠1および2に基いて当業者が容易に創作することができたものか否か。

## 4. 知財高裁の判断

### (1) 本願意匠の認定

高裁は本願意匠を次の通り認定している。

「本願意匠は、貝の養殖に使用する貝吊り下げ具のうち、ピンを多数平行に配置し、そのピンの左右両端寄りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、そのロープ止め突起の内側直近に左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した部分の形状。それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形の空間を形成するとともに、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの上にロープ

を配置できる広さを有する横長長方形の空間を形成している。」

#### (2) 例示意匠1の認定

高裁は例示意匠1を次の通り認定している。

「例示意匠1（甲4）のうち、本願意匠に対応する部分の意匠は、貝の養殖に使用する貝吊り下げ具のうち、ピンを上下等間隔に多数配設し、そのピンの左右両端寄りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、その間の中央に一枚のテープ状薄片を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した形状である。」

#### (3) 例示意匠2の認定

高裁は例示意匠2を次の通り認定している。

「【図2】 養殖帆立貝の掛け止め具のうち、樹脂等で形成された棒状の軸部(14)を多数平行に配設し、その間に左右対称状に一対の連結線(15)を一体形成したものを上下等間隔に多数連結したものである。棒状の軸部と一対の連結線で形成された横長長方形の縦対横の比率は、約3対10である。なお、ロープ止め突起は存在しない。」

「【図7】 養殖帆立貝の掛け止め具のうち、樹脂等で形成された棒状の軸部(14)を多数平行に配設し、その間にピンの左右両端寄りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対のロープ抜け止め片(16)を配設し、その外側に一対の連結線(15)をややロープ抜け止め片寄りに一対形成したものを上下等間隔に多数連結した部分形状である。」

#### (4) 本願意匠が容易に創作することができたか否かの判断

高裁の判断は以下のとおりである。

##### 「本願意匠と例示意匠1との一致点」

貝の養殖に使用する貝吊り下げ具のうち、ピンを多数平行に配置し、それぞれのピンの左右両端寄りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として配設した点。

##### 相違点

本願意匠は、一対のロープ止め突起の内側直近に左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結し、これによりそれぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形に空間を形成するとともに、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成しているのに対し、例示意匠

1は、一対のロープ止め突起の間に一枚のテープ状薄片を配設し、上記の各空間を形成していない点。」

「被告は、(1)細長い棒状のピンの中央部の上側に左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として形成した態様のものが多数見られること、(2)連結紐を2本一対として一体状に形成することも普通に行われること、(3)2本の連結紐の間隔を適宜変更して形成することはありふれた手法であることを理由に、連結紐部分を2本一対の連結紐に置き換えることは容易であるから、本願意匠も、当業者にとって容易に創作できたと主張する。」

しかし、本願意匠のうち個々の構成態様が、ありふれているものであっても、本願意匠は、2本の連結紐をロープ止め突起近くに配設し、その結果それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成したものであって、その全体の印象として、特有のまとまり感のある、本願意匠の特徴を選択することは、当業者が容易に創作し得たとはいえないから、被告の上記主張は理由がない。

もっとも、本願意匠は、例示意匠1、例示意匠2やその他の公知意匠との相違点に照らすと、その登録意匠の範囲（意匠法24条）は、広範なものとはいえないと考えられる。以上のとおり、本願意匠は、例示意匠1及び例示意匠2によって当業者が容易に創作することができたということはできない。」

## 5. コメント

拒絶審決は、例示意匠1の1本の連結線を単に例示意匠2のように2本一対のものに置き換えて表すことは容易に想到できると認定している。

このような認定は、特許や実用新案の引例の組合せにより容易に発明することができたという論理付けのように思われる。

しかし、知財高裁は、本願意匠の三角形空間と横長長方形空間を有するものは、例示意匠に示されていないことを理由に、創作非容易と認定した。本願意匠の形態が公知意匠に表されているか否かがポイントであり、機能的な側面から容易との判断は否定されている。

（作成者 土井健二）



事例3（ウエスト調整ベルト） 類型2

不服審判 2012-1053

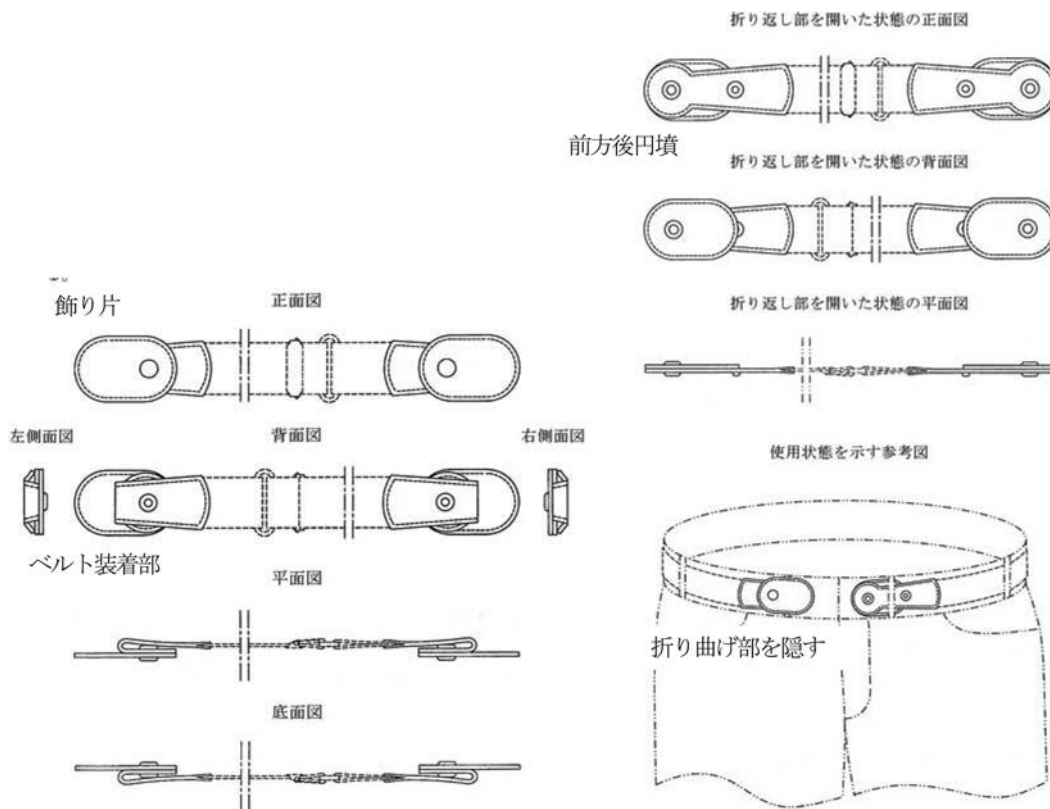
本願  
意匠

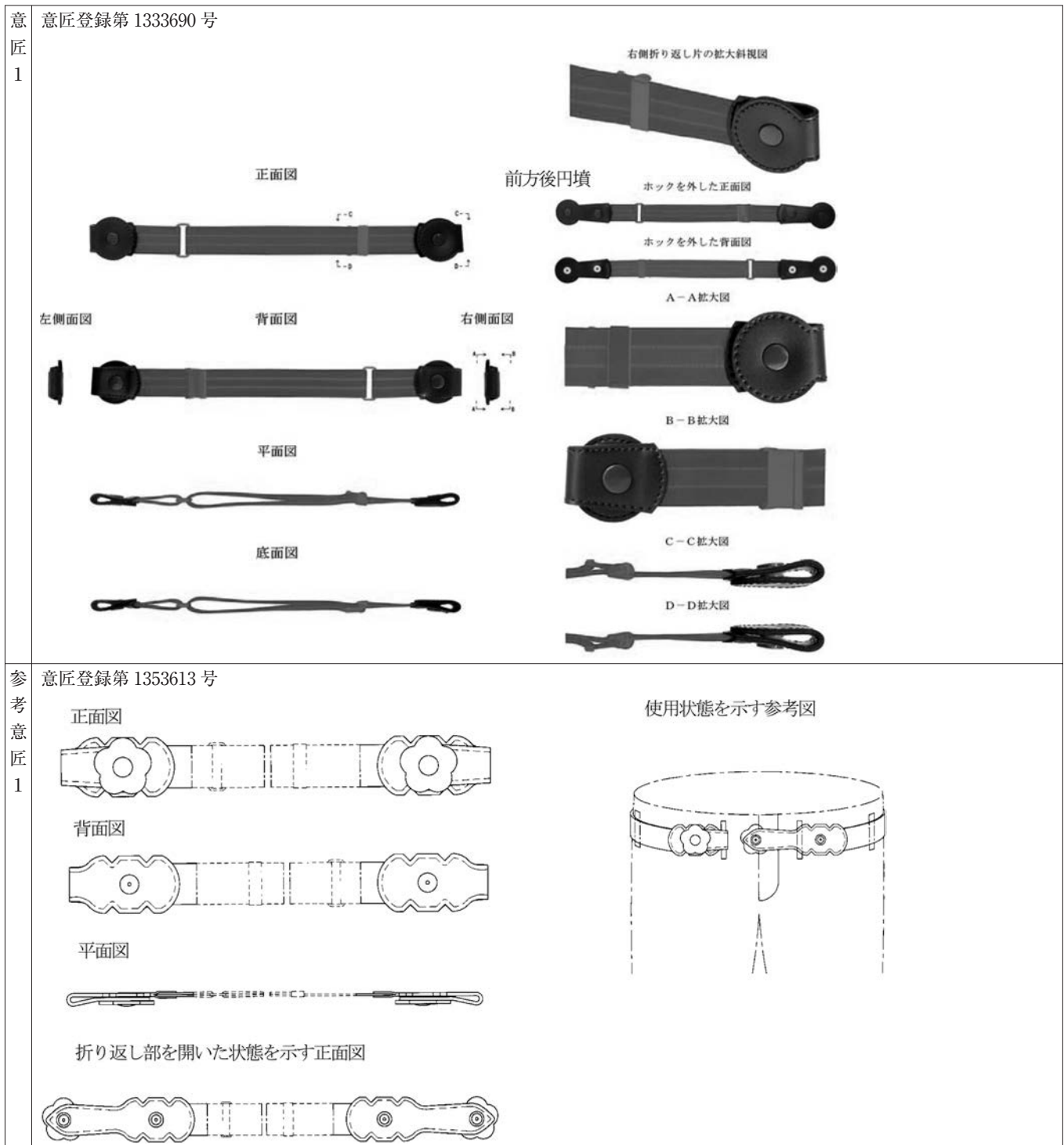
意匠登録第 1449133 号

意匠に係る物品：「ウエスト調整ベルト」

物品の説明：本物品は、伸縮性のあるベルト帯体と、該ベルト帯体の両端に取り付けられ2つに折り返しホックでズボンのループに装着可能としたベルト装着部と、該ベルト装着部に設けられたループへの前記ベルト装着部の取付け部分を覆い隠す飾り片とからなるウエスト調整ベルトであり、前記ベルト帯体の全部又は一部は、例えばゴム繊維などの伸縮部材を用いたものである。本物品は、飾り片を設けたベルト装着部から、ズボンのベルトを通す複数のループに順に挿通し、ベルト帯体の両端のベルト装着部をズボンの前側ファスナーの左右にそれぞれ近接するループに通し、前記ベルト装着部を略半分折り返し、ループを内部に挟み込んだ状態でホックを止めることにより装着するものである。前記ベルト装着部に設けられた飾り片は、前記装着部を折り返すとき、折り返し部と共に前面側に反転し、ループへの前記装着部の取付け部分を覆い隠すように装着される。本物品をズボンに装着することにより、ズボンの前面ファスナーを横断して本物品のウエスト調整ベルトが配置されないため、通常のベルトのように、ズボンの前面部を開放させる場合、ベルトをその都度緩めたり、ベルトの結合を外す必要がない。

意匠の説明：実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。省略箇所の図面上の寸法は、190mmである。





**1. 概要**  
 本願は、意匠に係る物品を「ウエスト調整ベルト」として平成 22 年 6 月 25 日に意匠登録出願されたが、意匠 1 および参考意匠 1～3 に基づき当業者が容易に創作することができたものであり意匠法 3 条 2 項の規定に該当するとして拒絶査定となった。本件は、出願人がこれに対して拒絶査定不服審判を請求して争った事案である。

**2. 拒絶査定概要**  
 拒絶査定における拒絶の理由は以下の通りである。

**3. 争点**  
 本願意匠は、意匠 1 および参考意匠 1, 3 に基いて当

「この意匠登録の意匠は、ウエスト調整ベルトに係る創作であるが、当該物品分野においてベルト端部に別生地を設けることは本願出願より前に広く見られるところ（例えば、参考意匠 1 ないし 3 参照）、本願意匠は、公知の意匠（意匠 1 参照）の端部に周知の略楕円形状の別生地を設けたまでのものであって、この程度では容易に創作できたものと認められる。」

業者が容易に創作することができたものか否か。

#### 4. 審判の判断

##### (1) 本願意匠の認定

審判は本願意匠を次の通り認定している。

「本願意匠は、意匠に係る物品が「ウエスト調整ベルト」であって、ベルト帯体と、当該ベルト帯体の両端に取り付けられた、ズボンのループに装着可能とするベルト装着部、及び当該ベルト装着部に設けられた飾り片とからなり、本願実線部分は、両端のベルト装着部、及び飾り片である。

そして、両端のベルト装着部、及び飾り片は、同形同大の左右対称形状をなし、平面視すると、ベルト装着部は、ズボンのループに装着可能とするため、2つ折りにされ、また、正面視すると、飾り片は、全体を長円形状とし、やや内側寄りに偏心した位置でベルト装着部と小径の円形状ホックにより重合されて、ベルト装着部の折り曲げ部を覆い隠す態様で突出しているが、背面側には、ベルト装着部の端部が、飾り片の左右幅の略1/3の幅で倒略扇面形状に露呈している。

そして、ベルト装着部を開いた状態では、正面視すると、ベルト装着部は、先端部が、略円形状で、その略中心位置に小径の円形状ホックが1つ設けられ、それに延設するベルト帯体と接合する部分は、倒略細長台形状で、その左右略中心位置に、小径の円形状ホックが1つ設けられ、全体として略「前方後円墳」形状を呈している。」

##### (2) 意匠1の認定

審判は意匠1を次の通り認定している。

「意匠1は、意匠に係る物品が、ウエスト調整ベルトであって、その形態は、ベルト帯体と、当該ベルト帯体の両端に取り付けられた、ズボンのループに装着可能とするベルト装着部から構成されている。そして、ベルト装着部を開いた状態では、正面視すると、ベルト装着部は、先端部が、略円形状で、それに延設するベルト帯体と接合する部分は、倒略細長台形状で、全体として略「前方後円墳」形状を呈している。」

##### (3) 参考意匠1の認定

審判は、参考意匠1は、略5弁の花の形状の飾り片が、ベルト装着部を折り曲げたときに前面に位置する。但し、折り曲げ部を覆い隠す大きさではない、と認定した。

##### (3) 本願意匠が容易に創作することができたか否かの判断

審判の判断は以下のとおりである。

意匠1には、本願実線部分の飾り片に相当するものは存在しないが、2つ折りのベルト装着部に飾り片を設けた意匠は、本願出願前、参考意匠1及び2に既に見られるが、その飾り片は、略5弁の花の形状であって、ベルト装着部を折り曲げたときには、いずれも折り曲げ部を覆い隠す大きさのものではなく、装飾のみを目的としたものと認められる。

それに対し、本願実線部分の飾り片は、装飾の目的の他に、引きつった状態となるズボンのループ部及びベルト装着部の折り曲げ部を覆い隠す目的をも有しているものと認められる。

そうすると、本願実線部分において、正面図に表れているように、長円形状の飾り片の小径の円形状ホック部が偏心した位置に設けられて、ベルト装着部の折り曲げ部が覆い隠され、さらに、逆側のベルト装着部の端部が、飾り片の左右幅の略1/3の幅で倒略扇面形状を呈している態様は、従来の意匠に見られない態様のものであることから、本願実線部分は、参考意匠1ないし3を参酌したとしても、意匠1のベルト装着部に、単に周知の長円形状の飾り片を設けた程度のものとはいえない。

#### 5. コメント

原査定は、本件意匠は、ウエスト調整ベルトに係る創作であるが、当該物品分野においてベルト端部に別生地を設けることは本願出願より前に広く見られるところ（例えば、参考意匠1ないし3参照）、本願意匠は、公知の意匠（意匠1参照）の端部に周知の略楕円形状の別生地を設けたまでのものであって、この程度では容易に創作できたものと認定したが、

審決は、本願実線部分の飾り片は、装飾目的の他に、ズボンのループ部及びベルト装着部の折り曲げ部を覆い隠す目的も有するのに対して、参考意匠1、2の飾り片は、折り曲げ部を覆い隠す大きさのものではないと認定した上で、本願意匠の長円形状の飾り片の形態は従来の意匠に見られない態様のものであることから、参考意匠1ないし3を参酌したとしても、意匠1のベルト装着部に、単に周知の長円形状の飾り片を設けた程度のものとはいえない、と認定した。

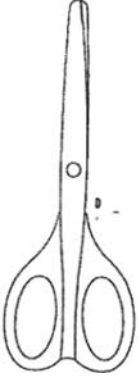
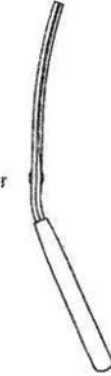
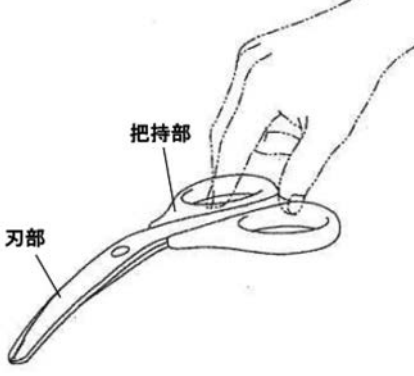
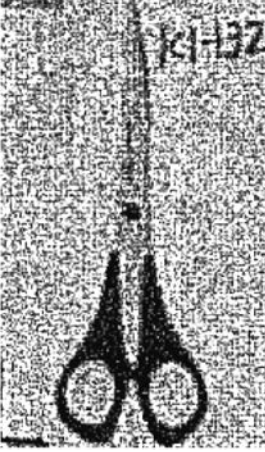

以上のとおり、審決は、機能面の相違点を指摘した上で、その相違点に対応する形態が従来の意匠に見られないことを確認して、容易ではないとしている。

(作成者 土井健二)



事例4（食卓鉋）類型1

不服審判 2008-22483

<p>本願 意匠</p>	<p>意匠登録第1360481号                  意匠に係る物品：「食卓鉋」                  物品の説明：食事をする時に大きな食材や硬い食材を食べやすい大きさに切ったり取り分けたりする鉋。「使用状況がわかる参考図」の如く、取っ手部下方向に曲がった状態で、把手部の上から右手・左手どちらでも利き手側の親指と人差し指・中指を挿し込んで、直接皿や調理プレートの上の食材を切ったり、切った食材を取り分けたりするのを標準の使い方とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>正面図</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>右側面図</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>使用状態がわかる参考図</p>  </div> </div>
<p>引用 意匠</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>意匠1 (特許庁意匠課公知資料)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>意匠2 (花切りばさみ) 正面図 右側面図</p>  </div> </div>

1. 概要

本願は、意匠に係る物品を「食卓鉋」として平成18年9月19日に意匠登録出願されたが、意匠1および意匠2に基づき当業者が容易に創作することができたものであり意匠法3条2項の規定に該当するとして拒絶査定となった。本件は、出願人がこれに対して拒絶査定不服審判を請求して争った事案である。

2. 拒絶査定概要

拒絶査定における拒絶の理由は以下の通りである。この意匠登録出願に係る鉋の分野において、鉋の刃とハンドルの間の部位を曲げて全体を屈曲したものとすることは、本願出願前より極普通に行われているありふれた手法であり（意匠登録第456863号類似第1号、以下、「意匠2」という）、この意匠登録出願の意匠は、本願出願前に公然知られたハサミの意匠（以下、「意匠

1」という）の形状をほとんどそのまま用い、上記手法に基づき、単に、刃とハンドルの間の部位を曲げて全体を屈曲させた程度にすぎないので、当業者が公然知られた上記意匠1に基づいて容易に創作することができた意匠に該当する。

3. 争点

本願意匠は、意匠1および意匠2に基づいて当業者が容易に創作することができたものか否か。

4. 審判の判断

(1) 本願意匠および引用意匠の認定

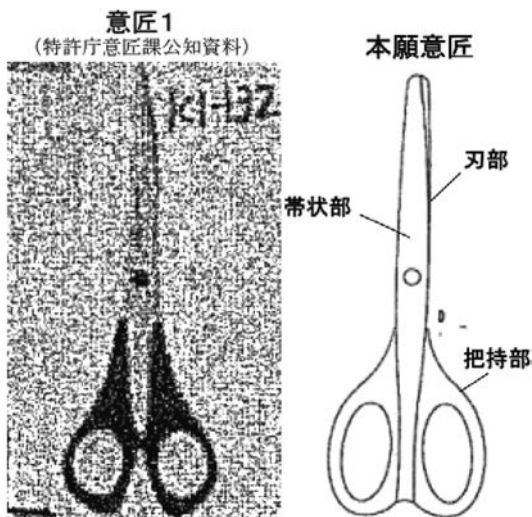
審判では、本願意匠を次のように具体的に認定した（下図も参照）。ア：略中央部を支点とした洋鉋で、イ：刃部から把持部まで連続し両端部に向かってやや幅狭となる帯状部を設け、ウ：帯状部の両側に、帯状

部よりやや突出し、帯状部側が直線状の略水滴形で、楕円形の指差し込み孔部を有する把持部を設け、エ：刃の先端は円弧状とし、オ：刃とハンドルの間の部位を曲げて全体を側面視略への字状に屈曲させた鋏。

鋏の刃が屈曲している点については、原審と同様、「鋏の分野において、鋏の刃とハンドルの間の部位を曲げて全体を屈曲したものとするのは、意匠登録第456863号類似第1号をはじめ、本願出願前より広く知られたものである。」と認定した。

## (2) 創作非容易性の判断

審判では、本願意匠と意匠1との相違点として次の点を挙げており、これらは審査段階では具体的に認定されていなかった相違点である：①本願意匠には鋏先端側から端部まで連続する「帯状部」があるのに対し意匠1はそのような態様を有していない点、②刃部先端の形状の相違、③把持部の形状の相違。



そして、創作容易か否かについて、「本願意匠は、刃部から把持部端部まで連続する帯状部が形成されており、把持部まで連続する帯状部がない意匠1とは具体的な形態が相違し、その他、刃先の形状、把持部の態様においても意匠1とは相違するものである。特に、刃部から把持部端部まで連続して形成された帯状部は、従前のこの種物品においてあまりみられない態様で、本願意匠の特徴をなすものであるから、本願意匠と意匠1との相違の程度は、ありふれた手法による変更の範囲を越えるもので、意匠1と本願意匠とは実質的に同一の意匠ということとはできない。

そうすると、本願意匠の態様は、本願出願前に公然知られた意匠1の態様をほとんどそのまま用い、全体をありふれた手法により屈曲させた程度にすぎないということとはできず、本願意匠は、創意工夫の結果創出

されたものである。」と判断し、本願意匠が意匠法3条2項の規定に該当するものでないと結論付けた。

## 5. コメント

本件は「類型1」のタイプであり、審査段階では、刃が屈曲している点以外の具体的な形態の認定や引用意匠との相違点は指摘されていない。

これに対して、審判段階では、本願意匠の各部の形態を具体的に認定したうえで、一致点・相違点の認定を詳細に行っている。そして、鋏の刃を屈曲させるということが意匠2に開示されているようにありふれた手法であったとしても、そもそも本願意匠と意匠1との間には、①本願意匠には鋏先端側から基端部まで連続する「帯状部」があるのに対し意匠1はそのような態様を有していない点、②刃部先端の形状の相違、③把持部の形状の相違といった相違点があり、本願意匠は意匠1の態様をほとんどそのまま用いてありふれた手法により屈曲させた程度にすぎないものではないとして、拒絶査定を取り消した。

本事案をふまえての実務上の指針としては、引例に本願意匠の形態ほぼズバリが存在していない場合には、3条2項の拒絶理由を解消できる可能性があるという点である。このようなケースでは、出願人としては、本願意匠と引用意匠との間で大きく異なっている形態があるかどうか（すなわち、引例に同一または実質的同一の形態が表れているかどうか）を検討し、同一または実質的同一の形態が表れていない場合には、それを理由として、本願意匠が容易に創作できたものではないことを主張することが効果的である。

なお、本件は審決例であるが、同様の判断手法を示す裁判例として、たとえば知財高判平成22・7・20平19(ネ)10032〔取鍋事件〕がある。この裁判例では、「意匠の構成要素を他の意匠に単に置き換えるか、複数の意匠をそのまま組み合わせることにより、当該意匠と同一又はほぼ同一の形状の意匠を容易に創作できる場合には、意匠の創作容易性が肯定される」と説示されている。

(作成者 鈴木学)

事例5（配線用気密カバー）類型1

不服審判 2011-19264

<p>本願 意匠</p>	<p>意匠登録第 1444403 号                  意匠に係る物品：「配線用気密カバー」                  物品の説明：本物品は、壁にスイッチやコンセント等の配線器具を取り付けるべく穿設した開口において通気が発生することを防ぐための配線用気密カバーに関するものである。本物品はフランジ部に、剥離シートによって貼着面が保護された両面テープを備え、前記剥離シートを剥がし、壁に穿設された開口から壁内に配置された配線ボックス内へと配置されるとともに、前記壁に前記両面テープによって貼着され、配線器具が保持された保持枠と共に、ビスで固定されることによって、開口において前記壁内と室内との間で通気が発生することを防ぐ。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【正面図】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【右側面図】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【参考斜視図】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【使用状態参考図】</p> </div> </div>
<p>引用 意匠</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>意匠 1</p> <p>埋込型配線器具の設置部における気密防塵処理方法</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>意匠 2</p> <p>「防気カバー」</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>意匠 3</p> </div> </div>

**1. 概要**  
 本願は、意匠に係る物品を「配線用気密カバー」として平成 22 年 10 月 20 日に部分意匠として意匠登録出願されたが、意匠 1～3 に基づき当業者が容易に創作できたものであり意匠法 3 条 2 項の規定に該当するとして拒絶査定となった。本件は、出願人がこれに対して拒絶査定不服審判を請求して争った事案である。

**2. 拒絶査定の概要**  
 拒絶査定における拒絶の理由は概略以下の通りである。この意匠登録出願に係る配線用気密カバーの分野において、全体を透明部材で形成し、外形が隅丸長方形のフランジ部を構成することは、例えば意匠 1 乃至 2 のように本願出願前より普通に知られており、また、この種物品分野において接着及び気密のために両面テープを使用することも、例えば意匠 1 の記載や意匠 3 のように本願出願前より普通に行われているありふれたものである。

本願意匠の意匠登録を受けようとする部分は、単に、公然知られたフランジ部（外形が隅丸長方形で透明部材により形成されたもの）の裏面左右両側に、ありふれた手法により周知の細長短冊状の両面テープを貼着した意匠を表したものと認められる。

**3. 争点**  
 具体的な争点はいくつがあるが、本稿では、意匠 1 および意匠 3 に接着のために両面テープ等を使用することが開示されていたとして、そこから本願意匠のような 2 本の細長い両面テープを配置した意匠を創作できたかという点に着目する。



#### 4. 審判の判断

##### (1) 本願意匠と引用意匠との相違点

審判では、相違点について、「(a)意匠1には、透明又は半透明の気密性のカバーの隅丸長方形のフランジ部が表されており、接着材層（および剥離紙）については、【発明の詳細な説明】【0034】に記載が認められるが、本願意匠のような両面テープは図面に表されていない。(b)意匠2には、防気カバーの隅丸長方形のフランジ部が表されているが、本願意匠のような両面テープを貼着した状態は表されていない。(c)意匠3には、コンセント用の防塵防滴カバーを取り付けるための両面テープがコンセントカバーのコンセント差込口周囲に略口の字状に貼着されているが、本願意匠のように2本の細長带状剥離シートを設けてはいない。」と認定した。

##### (2) 創作非容易性の判断

審判では、「(ア)この種の配線用気密カバーの分野においては、施工現場での施工を容易にするため、配線用気密カバーに接着材層や剥離紙を設けることは本願出願前より既に行われていることである。本願意匠と意匠1及び意匠2は、配線用気密カバーの隅丸長方形のフランジ部を有する点については共通するが、接着材層や剥離紙を設けることについては、その態様は各種のものが見受けられ、両面テープを貼着する場合も、フランジ部の左右に必ず貼着するものとは限らない。本願意匠の態様は、フランジ部中央の略縦長ボックス状部の縦の長さよりも長い細長带状の両面テープを透明な隅丸長方形のフランジ部の裏面の左右に貼着したもので、このような態様に両面テープを貼着した配線用気密カバーは他に見当たらず、意匠1と意匠2に…意匠3を組み合わせても、本願意匠の態様が容易に想到できるものとはいうことができない。」と認定し、創作非容易と判断した。

#### 5. コメント

(1) 本件も、食卓鉢事件と同様、「類型1」のタイプである。食卓鉢事件およびこの配線用気密カバー事件はいずれも、審査段階で意匠の具体的な認定が不足しているという点で共通するが、食卓鉢事件の方は、審査官が全く触れていなかった相違点を指摘したのに対して、本件は、審査官が当該形態に触れてはいるが、

それが上位概念的、抽象的な認定であるという点で異なっている。

##### (2) 「両面テープ」について

本願意匠は、コンセントの内部に配置される配線用気密カバーのフランジ部分を対象とした部分意匠である。この配線用気密カバーは、施工時に、まず両面テープの剥離シートを剥がし、露出した両面テープを介してカバーのフランジ部分をコンセント開口周辺の壁に貼り付けて使用されるものである。

審査官は、意匠1や意匠3のように接着のために両面テープ等を用いることはありふれている（意匠1は図面では分かりにくいフランジ部裏面に接着層が形成される）ことを指摘し、両面テープの形状の違いについては具体的に触れることなく、本願意匠は単にフランジ部の左右両側にありふれた手法により周知の細長短冊状の両面テープを貼着した意匠を表したものであるから創作容易であると判断した。

しかしながら、いずれの引例にも本願意匠のように細長い両面テープを左右に1本ずつ設けたというものはなく、本願意匠の形態と同一または実質的同一の形態は引用意匠に表れていない（意匠3に「略口の字状」の両面テープが開示されているだけである）。

審査では、引例を提示することなく、細長い両面テープを使用すること及びそれらカバーのフランジ部の左右両側に貼着することを「ありふれた手法」と認定したが、審判では、「両面テープを貼着する場合も、フランジ部の左右に必ず貼着するものとは限らない」としてこれを否定している。

確かに、細長い両面テープ自体は周知であろうから、それをフランジ部の左右に貼れば本願意匠の態様となるとも考えられる。しかし、一見、常套的であり、ありふれた手法と思われるものについても、それを裏付ける引例が提示されるべきであり、これにより、創作非容易性の判断が客観的・論理的なものとなると考えられる。本事案は、創作非容易性の判断において、引用意匠の形態の抽象的な認定や、引例を提示せずによりふれた手法を認定することは許されないことを示唆しており、3条2項の拒絶理由を受けた際の対応のヒントとなろう。

(作成者 鈴木学)  
(原稿受領 2014. 7. 14)